

## 1. 区長の基本姿勢について

### 【集団的自衛権行使容認】

Q：集団的自衛権の行使容認によって他国の戦争に参戦することで、区内2か所の駐屯地からも自衛隊員の犠牲者が出ることや、逆に駐屯地が他国からの攻撃の標的となることも考えられる。長崎市長の宣言を聞き、同じ平和を謳い、区民の命と安全な暮らしを守るべき自治体の長として区長は政府に対し、言うべきことはないのか。

A：憲法に関わる課題については一般論としては自治体として国に意見を表明することはあり得ると考える。しかし集団的自衛権の行使については国際情勢に立脚した高度な政治判断を要する課題であり、国民の代表である国会など国政の場で議論すべきものと考えている。

Q：今年の平和記念コンサートで区長は「現在のこの平和がかけがえのないものであることまた目に見えない多数の人々の努力によって支えられていること、それを忘れてはなりません。そしてまた、その想いを広く伝えていければと願います。」との言葉を寄せた。区長はどのようにしてその想いを伝えていくのか。非核都市練馬区宣言を守っていく姿勢は変わらないか。

A：今後も平和についての思いがより多くの区民の皆様に伝わるよう工夫していく。区はこの宣言を区民と区的意思として告示した。区の考えに変わりはない。

### 【区政の開かれ度】

Q：庁議の資料と会議録が公開されている。終了後2週間以内のはずが、2か月前後かかっているのに合理的な説明もない。「自ら先頭に立ち、情報の発信と区民との意見交換に積極的に取り組む。」と公言した区長は、現状をどのように認識しているのか、発信力を高めるためにどのように取り組むのか。

埼玉県や同県新座市では、原則公開とし傍聴できる。開かれた区政の実現、形骸化している庁議を活性化させるために、練馬区でも傍聴できるようにすべき。区長の考えは。

A：政策に関する意思形成過程にある事項の審議等を行うという会議の性格上、傍聴はなじまないと考える。今後、会議終了後、可能な限り速やかに会議資料および要録を区のホームページに掲載するよう努めていく。

Q：「練馬の未来を語る会」は、「区民と区長のつどい」と違い、区民に開かれた会ではない。対立する意見を持つ区民から逃げているのでは、問題は解決できません。広く募集し、区民との直接対話の機会を持つべきではないか。

A：今年度は区政運営の新しいビジョンの策定に向けた取り組みとして、政策課題に関わる活動に携わっている方々や事業参加者との話し合いを行っている。今後も開催方法や参加者募集に工夫をこらしながら、つどいの充実に努めていく。

Q：新ビジョンの素案作成前に、区民意見を反映する話合いの場を儲けるべき。無作為抽出で行う（仮称）区民討議会を開催しないのか。将来の担い手である中高生を中心とした

子どもの意見を聞くことも必要。区長の取り組み姿勢は。

A：ビジョンの検討にあたり、多様な手法で区民の意見や意向を聴取し、行政需要を把握していく。若い世代のニーズを聴くため、無作為抽出により選出した20代から40代の区民との意見交換を行う準備を進めている。職員が地域の現場で聴いた区民からの多様な意見や、子ども議会における中学生たちの提案も踏まえてビジョン素案の策定作業を進めていく。

Q：元我孫子市長の福嶋浩彦さんは、在任中、反対意見のあるところに自ら出向いて徹底的に議論したことで市民の信頼を得た。

市民政治に必要なのはこの信頼であり、行政がすべての住民に開かれていることではないか。

A：区政の根幹は、広範な区民の意見を活かし、区議会とも連携しながら問題解決に努めること。区長自らが先頭に立って積極的に取り組みを進めている。

Q：区報の区民ひろば欄に関する要綱が今年5月全部改正された。その結果、これまで掲載していた団体が名前を変えるよう指示されたが、抗議の末一件落ち着いた。

このことを区長は聴いているのか？

この事件は、国や自治体の方針と異なる意見を持つ住民の活動は排除するという区長の姿勢の表れなのか。また区長は、区政への批判も含めた多様な区民の意見にどう向き合うつもりなのか。

A：職員が団体名を変えるよう支持していない。今後も掲載基準に基き適切に対応していく。

## 2、介護保険制度改定について

Q：今回の変更にあたり、厚生労働省では、要支援でのホームヘルプ、デイサービスの利用とも、「専門的なサービスを必要とする人には提供される」としているが、本人の意思とは別に、専門的サービスを必要としかどうかを決められてしまう恐れもある。そもそも介護保険は社会保険である以上、自己決定がサービス提供の大前提であるべき。自己決定や本人の尊厳確保を前提とした地域支援事業として、自治体が提供する介護予防・日常生活支援総合事業は制度設計されるべきと考えるが、区の考えを聞く。2018年度には総合事業への経過措置が終了する。厚生労働省はなるべく早い移行を促しているが、練馬区はどのような手順で制度設計を行っていくのか。

A：総合事業における介護予防ケアマネジメントは、本人に対するアセスメントを行い、心身の状態や家庭の環境に応じて、本人や家族の意向を踏まえ、自立支援や介護予防のために必要なサービスをケアプランに位置づける。総合事業への移行後も訪問介護や介護予防通所介護に相当する専門的なサービスも引き続き提供され、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用する仕組みは、現行と変わらない。

Q：練馬区では区内事業者のサービス参入の意向と、サービスを利用している人たちへの意向を確認しているのか。

A：事業者や地域団体と協議するとともに、区議会をはじめ介護保険運営協議会などから意

見を聞きながら検討を進めていく。

Q：介護保険は、すべての区民が自分や家族がこれから利用する可能性があり、40歳以上の区民が保険料を払って成り立つ社会制度です。広く区民の意見を反映できる取組みが必要だと考えるが、区の考えを聞く。

A：3年ごとに行う計画策定に当たり、介護保険事業者の代表や公募区民を加えて組織している介護保険運営協議会で意見を伺うほか、新たな計画についての住民説明会の開催、パブリックコメントの実施などを通じて、広く区民の意見の聴取に努めていく。

### 3、(福祉的な視点からの)空き家対策について(福祉部に答弁を求めます)

Q：これまでの危機管理の対象としての空き家、空き地対策から、低所得者、高齢者、障がい者、子育て世代、外国人その他住宅の確保に支援を必要とする人に、多様な住まい方が選択できるように、整備し支援することが望まれる。また、空き家を地域資源として、子育てや介護・障がい者支援・多世代交流・コミュニティ活性等の地域貢献活動をおこなう区民やNPOの活動の拠点活用を支援することは、市民との協働のまちづくりにつながる。そのためには、豊島区が実施した、「空き家実態調査」のように、まず空き家の実態把握と所有者の意向を尋ねるアンケートに取り組むべきだが、考えを聞く。

A：空き家のうち使用可能なものを、貴重な地域資源押して有効活用するため、8月に空き家についての総合的な対策を図るための町内検討組織を設置した。

Q：さらに、区は提供したいという所有者と、利用したいという個人や団体をつなげる、空き家に関する総合的な相談窓口を設置する必要があると考えるが、見解を伺う。

A：空き家の実態把握の実施や登録制度を設けている他の自治体の事例を参考にし、空き家等所有者とその利用を希望する側を結びつけるための仕組みづくりを検討していく。

### 4、電磁波対策について

Q：鎌倉市では条例が施行され、「近接住民が属する自治会・町内会を代表する者に説明し、周知に努めること」と規定している。

区においても基地局設置する際は周辺住民への情報公開と協議をおこなうことを条例化することを検討すべきと考えるが、区の考えを聞く。

A：総務省は基地局設置の際、説明会を開催する義務はないとしているが、区は携帯電話事業者が地域の方と話し合いなどを行うことは重要であると考えている。必要に応じて総務省や事業者伝えていく。現時点では、周辺との協議等を条例化する考えはない。

Q：予防原則にたった電磁波対策としてオーストリア・スイスなどの先進国のような規制値とするように国に要望すべきだが、考えを伺う。

A：国の「電波防護指針」に示されている基準値は、電波により人体に有害な影響を及ぼす可能性のある全身電波吸収量の約50分の1に設定されており、国際ガイドライン等の基準である。従って国に対し、基準値の変更を求める考えはない。

### 5、容器包装プラスチックの資源化について

Q：今年の8月号では、臨時号として「子ども向け リサイクル特集号」が発行された。

取り上げられた品目は可燃ごみ・ペットボトル・粗大ごみの3品目で、容器包装プラスチックは取り上げられていなかった。

臨時号で取り上げなかったのは周知の必要がないとの考えからか。

A: 今回の特集号はリサイクルについて親子で一緒に考えるきっかけを作ることを目的に発行した。子どもがよりリサイクルに興味を持てるように、家庭で毎日排出される可燃ごみ、再利用品にもなる粗大ごみ、飲料用として手にするペットボトルの3品目とした。

Q: 大人も子どもも分別を徹底し、混入率を減らすために、今後どのように取り組んでいくのか。

A: 清掃リサイクル情報誌「ねりまの環」の活用や学校での環境学習、集積所での青空集会等、あらゆる機会を捉え、分かりやすい分別方法の周知に努めていく。

## 6、エネルギーについて

Q: これまで練馬区に対し、地域エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーによるまちづくりを本気ですすめるよう求めてきたが、未だに取り組む姿勢が見られない。環境都市宣言をしている区として、今後エネルギービジョンを明確に示していく考えはあるのか伺う。

A: 現在策定中の区政運営の新しいビジョンにおいて、住宅都市練馬の地域特性を活かしたエネルギー政策を戦略計画として位置づける方針。検討会議を設置する準備を進めている。

Q: 練馬区で先月に市民発電の実現を目指す市民団体の設立イベントが開催された。設立イベントでは東京都が全国で初めて作成、公開した「東京ソーラー屋根台帳」を用いたワークショップがおこなわれた。

東京都は再生可能エネルギーのさらなる普及拡大には区市町村が市民団体と取り組む事業も重要として、財政面で支援することを始めるが、区はこのような市民団体の活動をどのように考えているのか。

A: 区民、事業者、関係団体と区が構成委員となり設立した練馬区地球温暖化対策地域協議会等との連携を図り、東京都の補助金の活用も視野に入れ、再生可能エネルギーの更なる普及に努めていく。

Q: 今後、公共施設への再生可能エネルギー導入について市民団体との協働を検討する考えはあるか？

A: 設置後の建物工事への影響、故障、破損した場合や日常管理の責任の所在、建物との管理区分や維持管理費の分担など課題も非常に多く、直ちに導入する考えはない。

## 7、子ども・若者の支援について

Q: 震災時は乳幼児、高齢者、障がい者と支援が優先され、軽視されがちな中高生の支援はどうあるべきか。2009年に制定した「石巻市子どもの権利に関する条例」に基づいた震災復興の取組について、石巻市子育て支援課から聞き、「石巻市子どもセンター“らいつ”」を見学した。

震災被害で子どもたちは公園や校庭などの居場所を失った。登校拒否や現実逃避行動など、子どもたちには様々な影響がみられた。国際NGOセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとの連携・協働で子どもに関する様々な支援を実施し、現在では子どもたちの心が安定的になったと感じている。

2011年の5～6月に、被災地の小学校4年生から高校生を対象にした「子どもの参加に関する意識調査」アンケートを実施。「まちのために何かしたい」と約90%の回答があり、石巻市まちづくりクラブを立ち上げた。地域復興に向けたまちづくりを子どもたちが考え、子どもセンター建設構想をまとめ、市と民間の協働で開設したのが「石巻市子どもセンター“らいつ”」。運営委員として子どもたちが中心となり、事業の企画や運営などを行っている。施設は市に寄贈され、子どもの権利に関する条例に掲げた「安全に安心して生きる権利」「自分らしく育つ権利」「自分を守り、守られる権利」「社会へ参加する権利」「適切な支援を受ける権利」を柱に直営で運営されている。

石巻市が震災後すみやかに子どもの支援ができたのは、子どもの権利に関する条例に基づいた取組があったからだ。区では、子どもの権利に基づいた子どもたちの主体的な運営をどのように支援するのか。

A：区では学校での教育活動とともに、青少年育成地区委員会における地域清掃等の社会貢献やジュニアリーダーの養成などの活動を通じて、子どもや若者たちが、自ら考え、取り組む主体的な活動を支援し、地域社会の構成員として参画する意識を強めている。子ども議会において子ども議員から大人の歩行喫煙やタバコのポイ捨てに対して、自分たちも啓発活動に協力したいとの意見が表明された。こうした子どもたちの思いを受け止め「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子どもの人権尊重を基本理念とする。計画の推進に際しては、子どもたちの自立を促し、主体的な活動を一層支援していく。

## 8、まちづくりについて

Q：外環道大泉ジャンクション周辺工事のために、6月から8月にかけて八の釜の森の樹木の伐採と移植工事が行われた。区は、「みどり30の主な施策」の中で、「憩いの森・保護樹林等を増やし守ります。」と謳っているにもかかわらず、道路建設のために貴重な自然を破壊している。

「みどり30」施策の実現に向けて、緑の保全を優先し、道路計画については廃止を含めた見直しをするべきだと考えるが、区の考えを聞く。

A：外環は首都圏全体の道路ネットワークの形成と区内の深刻な交通問題の解決に資する重要な道路であり、早期整備が必要。区は国に対し、道路整備により失われるみどりの量を確実に回復させるとともにジャンクションなどを活用した新たなみどりの創出を求めてきた。八の釜憩いの森について保全措置方針を策定し、樹木を可能な限り移植するとともに、連続する道路の緑化も努める。外環について廃止を含めた見直しを求める考えはない。

Q：青梅街道インターチェンジ予定地では、国に強引な用地測量を迫られ、暮らしを脅かされる地権者が、切羽詰まって訴訟を起こす状態にまで追い込まれている。また、外環の地上部街路については、都は、または「素案」に対する反対の声を無視して、「都市

計画変更案」を示すなど手続きを進めている。

区長との直接対話を求めているにもかかわらず、必要ないとする区の姿勢は、区長の新しい区政運営に期待した区民を裏切る行為と言わざるを得ない。あらためて、区長自らが住民と真摯に向き合い、丁寧な合意形成を図るべきと考えるが、区長の考えを伺う。

A：青梅街道インターチェンジについて区は地元町会と話し合いを重ねてきたが、議論は平行線をたどった。このため双方の主張を併記する形で取りまとめ、必要に応じた情報提供を国に求めてきた。国は事業への理解を得る取り組みを継続しながら道路区域を決定し、用地測量を進め、用地取得に至った物件もある。

外環地上部街路については、都は広く意見を聴きながら検討を進め、「都市計画に関する方針」を公表した。これに基づき素案を作成し、地域住民等の意見を聴きながら都市計画変更の手続きを進めている。区としては、国や都がこれらの取組を通じて責任を持って対応する段階であると考えている。今後も国や都と連携して区民の意見を聴きながら、整備促進に取り組んでいく。

Q：関越自動車道高架下活用計画について区が許可申請書を提出したことに対し、沿道住民は占用許可申請の差し止め請求書を、ネクスコと道路保有者である日本高速道路保有・債務返済機構に送付、さらに区には住民監査請求を提出している。

区はこのことについてどう受け止めているのか。

A：他の機関に対する文書については、区は答える立場にない。住民監査請求が提出されたことは承知しているが、現時点では答えを差し控える。

Q：これまで沿道住民とネクスコは話し合いを重ね、住民との合意の努力をするよう区には求めている、と言っている。

区は合意形成が図れたと考えているのか？努力が不十分な中でなぜ申請を急ぐのか？

A：高架下の活用に関しては住民説明会などにより区民に説明してきた。多くの地域の皆様から早期の正接整備の要望をいただいている。早期実現を求める陳情が区議会で採択されている。

Q：コンクリート落下等の危険を含む可能性のある場所に、必要な基準を満たさないにもかかわらず、わざわざ高齢者センターや子どもたちが環境学習としても利用するリサイクルセンターを作ることについて区は安全を保障できるのか。区民に対する責任をどのように考えているのか。

A：高架道路の安全性についてはNEXCO 東日本に確認している。このたびの占用許可申請は各手法令や占用許可に係る基準を踏まえ、区として望ましい施設整備のあり方を取りまとめて行った。懸念を示している区民には引き続き、理解してもらうよう丁寧に対応していく。